

## ② 短期入所生活介護（ショートステイ）

- ・看護体制の充実（看護体制加算の見直し）
  - ア 中重度の高齢者の積極的な受け入れを促進する等の観点から、現行の看護体制加算（Ⅰ）・（Ⅱ）の算定要件である体制要件に加えて、利用者のうち要介護3以上の利用者を70%以上受け入れる事業所について、新たに評価することとする。その際、定員ごとにきめ細かく単位数を設定することとする。
  
- ・夜間の医療処置への対応の強化（夜勤職員配置加算の見直し）
  - ※介護老人福祉施設の夜勤職員配置加算の見直しと同様
  
- ・生活機能向上連携加算の創設
  - ※介護老人福祉施設的生活機能向上連携加算と同様
  
- ・認知症専門ケア加算の創設
  - ア どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、現在、介護老人福祉施設や介護老人保健施設に設けられている認知症専門ケア加算について、短期入所生活介護にも創設する。
  
- ・介護ロボットの活用の推進（夜勤職員配置加算の要件緩和）
  - ※介護老人福祉施設の夜勤職員配置加算の要件緩和と同様
  
- ・療養食加算の見直し
  - ※介護老人福祉施設の療養食加算の見直しと同様